

## 経済センサスに関する統計委員会の要請に対する政府の検討結果

平成21年3月9日  
総務省政策統括官室

### I 統計委員会の要請事項

- ① 経済産業省は、平成22年12月に工業統計調査又は同等の調査を実施することについて検討すること。
- ② 平成22年12月に工業統計調査等を実施することを検討するということは、経済センサスの全体に影響することから、経済センサスの在り方及び平成23年の調査の方向性についての検討状況を報告すること。

### II 政府における検討結果

政府は、統計委員会の要請を踏まえ、政府レベル及び全都道府県、全政令市等による検討会議（計8回）等において検討を重ねた結果、以下について各府省統計主管部局長等会議の了解を得るとともに、全都道府県等に報告し、理解を得た。

#### 1 調査実施の方向性

- (1) 「既存の関連する大規模統計調査等の統廃合や簡素合理化を図りつつ全産業の経理事項を網羅的に把握する」という経済センサス創設の理念の維持、調査全体の負担軽減等の観点から、次により実施することを決定。
  - ① 平成22年工業統計調査を平成22年末に実施（従業者数4人以上を調査）
  - ② 製造業を含む経済センサス - 活動調査を平成24年2月に実施
  - ③ 平成24年工業統計調査を平成24年末に実施
- (2) 郵送（市町村回収）又はオンライン実施など2月実施に伴う積雪地域等対策、調査事項の見直しなど報告者の負担軽減策及び調査票審査事務等の合理化など地方公共団体・調査員の事務負担軽減策等の実査上の諸課題への対応策並びに他の調査の調査項目の簡素化などについて、さらに検討を進める。

#### 2 経済センサス - 活動調査が平成23暦年を対象年次とすることに伴う、次回の産業連関表（基本表）及び指数等における対応

- (1) 産業連関表における対応  
総務省政策統括官室としては、次回の産業連関表（基本表）は、平成22年を作成対象年次とすることは適当でなく、平成23年とせざるを得ないと考える。
- (2) 国民経済計算における対応  
産業連関表（基本表）の作成対象年次が平成23年となった場合には、国民経済計算の基準年もこれに合わせて通常の基準改定より1年遅れの平成23年とする。
- (3) 指数の基準時等の取扱い  
平成22年を基準年に予定していた指数は、①次回の産業連関表（基本表）は平成23年を作成対象年次とすること、②平成22年工業統計調査（22年12月末時点で実施）を裾切りして実施すること、③第2回経済センサス - 活動調査は平成27暦年（2015年）を調査対象年次として平成28年実施を目指し、指数の基準年を平成27年とすることを前提として考えることとし、必要な調整を図る。

### III 今後の諸課題と対応

- 1 調査実施に向けて残された諸課題については、調査実施者を中心として、今後、政府と都道府県及び政令市が連携し、継続的、調査横断的に検討する場を設置し、具体的な検討を進める。
- 2 統計基準を所管する総務省政策統括官室は、指数の基準時の取扱いについて、今後指数の作成方法及び各指数の性格等を踏まえ、指数作成機関と検討した上で、統計委員会に諮る。

## 経済センサス - 活動調査の実施方法等について

平成21年2月13日  
各府省統計主管部局長等会議了解

国民経済計算（SNA）年次推計（確報）の精度維持という内閣府の要望を受けて統計委員会から要請のあった、平成22年工業統計調査又はそれと同等の調査を実施すること及びそれに伴う経済センサス - 活動調査の考えられる実施方法等については、地方公共団体からの意見等も踏まえ、以下のとおりとする。

### 1 「経済センサスの枠組み」の変更について

- (1) SNAの確報推計方法に係る早急な見直しが不可能と判断されたことからSNA年次推計の平成22年確報値の精度を維持するためには、平成22年工業統計調査又は同等の調査結果が23年秋までに必要であり、平成23年調査及び既存統計調査に関する「経済センサスの枠組み」を変更せざるを得ない。
- (2) 事業所・企業に係る母集団情報の整備、第3次産業分野の統計整備といった現在の統計環境が抱える喫緊の課題に対応するためには、経済センサス - 活動調査を早期に実施することが必要不可欠である。

### 2 実施の方向性について

「既存の関連する大規模統計調査等の統廃合や簡素合理化を図りつつ全産業の経理事項を網羅的に把握する」という経済センサス創設の理念の維持、調査全体の負担軽減等の観点から、以下の案により実施することとし、3以降に掲げる諸課題の対応策について、さらに検討を進めていくこととする。

- 平成22年工業統計調査を平成22年末に実施  
(従業者数4人以上を調査)
- 製造業を含む経済センサス - 活動調査を平成24年2月に実施
- 平成24年工業統計調査を平成24年末に実施

### 3 実査上の主な課題と対応策

#### (1) 2月実施に伴う積雪地域等対策

- ① 積雪地域における調査員の確保及び調査票の配布・回収手段としての郵送調査及びオンライン調査の積極的な活用
  - ・積雪等で調査員の確保や調査が困難な地域においては、調査票の配布・回収を原則として郵送（市町村回収）又はオンラインで実施し、調査員が未提出企業に電話で督促をした上で、未提出企業等から調査票を回収する方法について、試験調査の結果を踏まえ検討する。

- ② 調査票の配布・回収期間の弾力的な設定  
上記①の検討と併せ、調査日は2月1日とした上で、調査票の配布・回収期間を弾力的に設定することを検討する。  
(例)  
・平成23年12月～24年1月までに調査員説明会、調査地域の確認及び調査票の配布を行い、2月1日～3月中旬までの間の天候がよい日に調査票を回収（ただし、調査員の任命期間が2か月を超えるため、市町村における源泉徴収事務が必要）
- ③ 地方公共団体から国への調査票提出期限の延長  
上記②の調査期間の弾力的な設定をした場合は、都道府県から国への調査票提出期限も延長する。
- ④ 実査の一層の円滑化のための方策  
調査員の安全対策など積雪地域における実査を円滑に行うための方策を検討する。

## (2) 報告者の負担軽減策

- ① 調査事項の見直し  
経済センサス - 活動調査の経理項目は、原則として前年の1月から12月までの暦年で記入をしてもらうこととしている。大企業（上場企業）については四半期ごとの会計監査が義務化されているなど、四半期や月次決算が行われており、3月期決算企業においても前年の暦年での記入は可能と考えられる。また、個人企業についても、前年の暦年の経理について確定申告することが義務付けされており、問題はないと考えられる。しかし、そのいずれにも該当しない中小規模の法人企業については、今後、企業・関係団体からのヒアリングを行い、試験調査の結果も踏まえ、企業規模別の調査事項の設定や経理項目事項の簡素化について検討する。
- ② 確定申告事項と整合的な調査事項の設定  
個人企業については、確定申告時期における調査への回答を容易にするため、経済センサス - 活動調査の経理事項を確定申告事項と整合させるなど、報告者が確定申告事項をそのまま調査票に転記できるような設計について検討する。
- ③ 報告・回答期間の柔軟な設定  
中小規模の法人企業については、報告期間を最も多く含む報告可能な決算期間についての報告を容認する。

## (3) 地方公共団体・調査員の事務負担軽減策

- ① 本社一括調査の役割分担の見直し  
経済センサス - 活動調査では、産業別に異なる調査票を使用して売上高等の経理項目を全産業網羅的に調査するため、本社一括調査における実施主体の役割分担を見直すことを検討する。  
(例)  
・本社一括調査を都道府県（自都道府県内に本社及び大半の傘下支社がある企業のみとするなど）と国に限定することについて、民間事業者の活用方法を含め検討

- ② 郵送調査部分の受付管理事務の効率化  
地方公共団体における調査票の受付管理事務の軽減を図るため、調査票受付管理事務のシステム化を検討する。
- ③ オンライン調査の積極的活用  
法人企業等を中心にオンラインによる調査を積極的に活用し、調査票の回収、審査等の事務負担を軽減する。  
なお、報告者がオンラインによる回答を選択するインセンティブを与えるために、オンライン回答企業への統計データ等の還元などの方策も併せて検討する。
- ④ 調査票審査事務等の合理化  
地方公共団体における調査票の審査事務の軽減を図るため、調査票審査事務の合理化を検討する。  
(例)  
・国において調査票を一括入力し、コンピュータによるデータチェックや単純エラーの自動修正処理を行った上で、調査企業への確認が必要なエラー情報のみを地方公共団体において審査
- ⑤ 2年度にまたがる調査事務処理の円滑化  
平成23年度と24年度の業務及び経費区分を切り分け、事務処理を明確化したマニュアル等を作成の上、地方公共団体への説明会を年度業務ごとに開催することなどを検討する。  
(例)  
・調査票の配布・回収及び提出は平成23年度末までに終了し、24年4月以降、上記④の審査事務等を実施  
・4月の人事異動以降の審査業務への習熟期間を確保するため、調査票の審査に関する地方公共団体への説明会は4月以降に開催
- ⑥ コールセンターの設置  
地方公共団体の負担軽減を図るため、調査企業等からの問い合わせに対応する統一的な窓口としてコールセンターを設置する。

#### (4) 地方公共団体の実施体制の整備

地方公共団体における全庁的な実施体制整備の必要性等について、知事会、市長会、町村会等への働きかけを行う。

#### (5) 各種団体等への協力要請等

経済センサス - 活動調査は政府が一体的に行うものであることから、各府省から所管の業界団体・関係団体に対して調査への強力な協力要請を行うとともに、商工会議所、商工会の経営指導員、税理士会等の積極的な活用について検討を行う。

(例)

- ・商工会議所、商工会の経営指導員研修や税理士会の会合等において経済センサス - 活動調査を説明し、調査企業等への記入の助言を依頼する等。

#### 4 他の調査との関係

(1) 工業統計調査は、平成24年調査以降、経済センサス - 活動調査の対象年以外は毎年裾切り調査として実施する。

平成22年工業統計調査については、経済センサス - 活動調査の実施前であることから、21年調査までの地方分散入力方式を踏襲し、国と地方の役割分担については、原則、現行どおりとするが、その中で以下の調査の効率化や簡素化等を検討していくこととする。

##### ① 裾切り調査の実施

平成22年の調査対象範囲は、本来であれば全数であるが、経済センサス - 活動調査が全産業のすべての事業所を調査対象とし、製造業に関しても全数調査となるため、報告者負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点等から、従業者4人以上の事業所を調査する「裾切り調査」として実施する。

##### ② 本社一括調査等の拡充

(i) 傘下事業所数3以上の企業に対する本社一括調査への切替えの働きかけを強化する。

(ii) 上記(i)の他、従業者200人以上の事業所について、原則として国が直接配布・回収することを検討する。

##### ③ 調査票の一枚化

現在、甲と乙の2種類ある調査票を一枚化することで、調査用品数の削減を図るとともに、調査票の配り分けに係る事務を廃止し、調査員及び市町村の事務負担の軽減を図る。

##### ④ 調査項目の簡素化

平成22年調査は、本来であれば5年に一度の内訳項目（甲調査については、有形固定資産取得額を新規と中古に分割、有形固定資産年初現在高の内訳を調査。乙調査については、従業者数10人以上について有形固定資産及び製品在庫額、半製品・仕掛品額。）を調査する必要があるが、経済センサス - 活動調査が加工統計の基準となる前提から、内訳項目については、経済センサス - 活動調査で調査を行い、平成22年調査では調査を行わない方向で検討する。

##### ⑤ コールセンターの設置

地方公共団体の負担軽減を図るため、調査事業所等からの問合せ等に対応する統一的な窓口として平成21年に引き続きコールセンターを設置し、規模等を拡充する方向で検討する。

##### ⑥ 指導員の拡充

市町村の事務負担軽減を図るため、指導員の配置基準を見直し、拡充する方向で検討する。

なお、平成22年国勢調査においては、調査票の回収方法の多様化等に伴う市町村等の事務負担軽減策として、市町村における約25万人日に及ぶ産業大分類格付事務の廃止、調査員・指導員・市町村における国籍コード及び前住地・従通地の市区町村コード転記事務の廃止の検討に加え、審査事務の重点事項の明確化、抽出対象調査票の抽出事務の指導員事務への移行などの検討を行っているほか、経費措置として、指導員報酬の増額や、市町村による調査票審査のための賃金職員経費、職員手当の増額を検討することとしている。

(2) 特定サービス産業実態調査は、平成22年調査は11月に実施し、平成23年を把握するための調査は経済センサス - 活動調査の調査事項と調整を図り実施する。

なお、平成23年を把握するための調査は平成23年11月には実施せず、一定規模以下の事業所については調査事項を簡素化すること等を検討した上で24年半ばに実施する（平成24年以降は時期をずらした形で毎年実施する。）。

(3) 商業統計調査は、「経済センサスの枠組み」において経済センサス - 活動調査の2年後に実施すると整理されていることから、平成26年に実施する。

これに伴い、第2回経済センサス - 基礎調査との関係を整理する必要があるが、今後、第1回経済センサス - 基礎調査の実施状況や母集団情報の整備を含めた検討状況等も踏まえ、地方公共団体における事務負担に十分配慮して検討する。

(4) その他の統計調査との関係については、引き続き検討する。

## 5 その他の課題

(1) 次回の産業連関表及び指数における対応  
別添のとおり

(2) SNA確報へのデータ提供のための審査・集計方法

データ入力、個票審査を分割して並行処理し、製造業部分を早期に確定し内閣府が行う年次推計作業（確報）に間に合う時期までに提供する。

(3) 行政記録の活用方法

実査段階における行政記録の活用について引き続き検討を進めるとともに、既存の大規模調査ではカバーしておらず、経済センサス - 活動調査において初めて調査を実施する業種の売上高等の調査項目について、法人・個人ごとに、産業、地域、資本金規模別等の平均値、標準偏差等を税務情報から集計（オーダーメイド集計）し、審査資料として活用することを検討する。

(4) 平成21年経済センサス - 基礎調査で整備された企業・事業所名簿の劣化防止策

複数事業所を有する企業を中心に、調査前に傘下事業所の確認を実施するとともに、協力要請、提出方法の確認を検討する。

## 6 今後の予定

経済センサス - 活動調査の実施の方向性について、平成21年3月9日に開催される統計委員会に報告する。

## 経済センサス - 活動調査の実施時期変更を受けての次回の産業連関表（基本表）及び指数における対応について

経済センサス - 活動調査の実施については、調査対象年次は平成23暦年、実施時期は平成24年2月とする方向で検討していることに伴い、従前であれば平成22年データにより作成することとなる次回の産業連関表や各種指数等の基準改定について、以下のとおり対応することが適当と考える。

### 1 産業連関表における対応

- (1) 経済センサス - 活動調査は、従来の工業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査など、産業連関表の部門別推計に不可欠とされてきた重要な統計調査の主要な内容を包含している。
- (2) 経済センサス - 活動調査が平成23暦年を調査対象年次として実施された場合、次回の産業連関表（基本表）の作成年次への影響については、以下の①及び②を踏まえ産業連関主管課長会議で検討を行う。
  - ① 平成22年を対象に作成した場合  
産業連関表の作成において、i) サービス業部門（サービス業基本調査の対象業種ベース）は国内生産額の約2割（平成17年表ベース）を占めるが、平成17年産業連関表にも利用した平成16年サービス業基本調査結果を延長推計せざるを得ないこと、ii) 商業部門は約1割（同）を占めるが、4年前の平成19年商業統計調査結果（18年度の販売額を調査）を延長推計せざるを得ないこと、iii) 製造業部門についても、裾切り調査結果を全数に補完推計する必要があることから、産業連関表（基本表）は、全体的に精度が低下し、国民経済計算や各種経済指数のベンチマークとしては不適切なものとなる。
  - ② 平成23年を対象に作成した場合  
経済センサス - 活動調査により同一時点で製造業、サービス業、商業を含め産業網羅的に生産額等を把握することが可能となり、産業連関表（基本表）の精度向上が期待される。
- (3) 総務省政策統括官室としては、①及び②を比較考量すれば、経済センサス - 活動調査が平成23暦年を対象年次とした場合は、次回の産業連関表（基本表）は、平成22年を作成対象年次とすることは適当でなく、平成23年とせざるを得ないと考える。

### 2 国民経済計算における対応

経済センサス - 活動調査の目的の一つに国民経済計算の精度向上があり、国民経済計算においては同調査結果の利用を十分に図る。

特に、基準改定においては、産業連関表（基本表）の計数を用いており、経済センサス - 活動調査の調査対象年次を平成23暦年にするにより、産業連関表（基本表）の作成対象年次が平成23年となった場合には、国民経済計算の基準年もこれに合わせ通常基準改定より1年遅れの平成23年とする。

### 3 指数の基準時等の取扱いについて

平成22年を基準年に予定していた指数は、①次回の産業連関表（基本表）は平成23年を作成対象年次とすること、②平成22年工業統計調査（22年12月末時点で実施）を裾切りして実施すること、③第2回経済センサス - 活動調査は平成27暦年（2015年）を調査対象年次として平成28年実施を目指し、指数の基準年を平成27年とすることを前提として考えることとし、必要な調整を図っていくこととする。

指数については、産業連関表や工業統計調査等への依存度により大別して二つのカテゴリーに区分されるが、それぞれの指数（※）の基準年については、①～③を前提にすると、

i) 平成23年産業連関表又は経済センサス - 活動調査の結果を用いるため平成23年基準として改定を行う方法

ii) 平成23年産業連関表を用いず、平成22年工業統計調査の裾切り調査の結果や他のデータを用いて平成22年基準として改定を行う方法

の2つの選択肢が考えられるが、今後指数の作成方法及び各指数の性格等を踏まえて、指数作成機関と検討することとする。

なお、統計基準を所管する総務省としては、この検討の結果、各指数の基準年が平成22・23年と異なることについて、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成20年12月 統計委員会）における指数の基準時に関する記述を踏まえ、統計委員会に諮った上で最終的な結論を得る。

（※）

① 産業連関表又は工業統計全数調査の計数を基準年ウェイトの算定に利用している指数

ア 産業連関表の計数を基準年ウェイトの算定に利用している指数

- ・ 企業向けサービス価格指数（日本銀行）
- ・ 第三次産業活動指数（経済産業省）
- ・ 輸送指数（国土交通省）
- ・ 建設工事費デフレーター（国土交通省）

イ 工業統計調査（全数調査）の計数を基準年のウェイトの算定に利用している指数

- ・ 鉱工業指数（経済産業省）（基準年ウェイト；工業統計など）
- ・ 企業物価指数（日本銀行）（基準年ウェイト；工業統計及び貿易統計）

② 産業連関表（基本表）及び工業統計以外の統計の計数を基準年ウェイト算定に利用している指数

- ・ 消費者物価指数（総務省）（基準年ウェイト；家計調査）
- ・ 貿易指数（財務省）（基準年ウェイト；貿易統計）
- ・ 農作物価指数（農林水産省）（基準年ウェイト；農業経営統計）

（注）上記指数は「経済指標専門会議」において対象としているもの